㈭　運用先等信用リスク管理

当機構では、運用先等の状況は、運用等の実施部門から独立した部門が運用先等信用リスクの管理指標を制定し、モニタリングを実施しています。また、余裕金については、国債、地方債、政府保証債等により安全かつ効率的な運用となるよう努め、金利スワップ取引に伴う取引相手先（カウンターパーティ）については、取引相手先ごとの格付情報等の取得や取引時価の把握などにより、管理を行っています。

エ　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における主な金融商品の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません((注２）参照)。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金預け金	2,712,133,461,322	2,712,133,461,322	0
⑵　金銭の信託	400,000,000,000	400,000,000,000	0
⑶　有価証券			
満期保有目的の債券	914,184,758,599	932,733,406,200	18,548,647,601
その他有価証券	60,000,000,000	60,000,000,000	0
⑷　買取債権	4,054,039,037,642		
貸倒引当金（※１）	△　21,145,417,374		
	4,032,893,620,268	4,180,465,874,214	147,572,253,946
⑸　貸付金	30,013,749,663,473		
貸倒引当金（※１）	△　705,722,251,066		
	29,308,027,412,407	29,953,514,299,267	645,486,886,860
⑹　求償債権（※１）	18,956,057,529	18,956,057,529	0
⑺　年金譲受債権（※１）	160,410,352,014	162,028,188,028	1,617,836,014
資産計	37,606,605,662,139	38,419,831,286,560	813,225,624,421
⑴　借入金	24,721,710,388,000	26,626,130,665,810	1,904,420,277,810
⑵　債券（※２）	11,549,735,019,011	11,741,660,370,558	191,925,351,547
⑶　未払買取代金	158,257,240,000	158,257,240,000	0
負債計	36,429,702,647,011	38,526,048,276,368	2,096,345,629,357
金融派生商品（※３）	（11,768,061,687）	（11,768,061,687）	0
金融派生商品計	（11,768,061,687）	（11,768,061,687）	0

（※１）買取債権及び貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金等を控除しています。なお、求償債権及び年金譲受債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しています。

（※２）債券発行差額については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しています。

（※３）その他資産・負債に計上している金融派生商品を一括して表示しています。取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しています。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資産

⑴　現金預け金

預け金は全て満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

⑵　金銭の信託

取引金融機関から提示された価格によっています。

⑶　有価証券

債券は、業界団体が公表する取引価格等の市場価格によっています。譲渡性預金は、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

⑷　買取債権

買取債権の種類及び債務者区分、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、同様の新規買取を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としています。

⑸　貸付金

貸付金の種類及び債務者区分、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としています。

なお、貸付金のうち、手形貸付については、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

⑹　求償債権

担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としています。

⑺　年金譲受債権

債務者区分及び期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としています。

負債

⑴　借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

なお、民間借入金については、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。